

# 役員候補者の推薦に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会定款第19条第1項の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）候補者の推薦について必要な事項を定める。

(理事の推薦区分)

第2条 理事13名は、会員の中から、次の各号に掲げる区分に従い推薦する。

- (1) 住民代表的な性格のつよいもの（地区福祉委員会を含む） …… 3名
- (2) 福祉専門機関・団体的性格のつよいもの …… 5名
- (3) 当事者団体的性格のつよいもの …… 1名
- (4) その他学識経験者等 …… 4名

(監事の推薦)

第3条 監事2名は、会員の中から推薦する。

(欠員時の選任方法)

第4条 欠員が生じた場合は、第2条の欠員が生じた区分の中から後任者を推薦する。

(就任)

第5条 役員は、就任に際し就任承諾書、履歴書を提出しなければならない。

(細則)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の意見を聞いて会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月27日から施行する。

役員及び評議員の選任等に関する規程（平成8年5月9日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、定款変更認可の日（平成16年5月27日施行）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月10日から施行する。（定款の規程に基づく必要部分の改正）

理事13名は次の区分より推薦

- (1) 住民代表的な性格のつよいもの ————— 3名  
地区福祉委員会（正副会長）……………(2)  
町会連合会 ……………(1)
- (2) 福祉専門機関・団体的性格のつよいもの —————5名  
民生委員・児童委員協議会 ……………(1)  
福祉事務所 ……………(1)  
社協ボランティア連絡会 ……………(1)  
更生保護団体 ……………(1)  
福祉施設 ……………(1)
- (3) 当事者団体的性格のつよいもの ————— 1名  
障害者団体 ……………(1)
- (4) その他学識経験者等 ————— 4名

監事2名は会員の中から推薦